

裾野市不妊・不育症治療費補助金交付事業について

限度額適用認定証(※1)をご利用の方は限度額適用認定証をお持ちください。
高額療養費制度(※2)や静岡県助成の対象となる場合・付加給付がある場合はそちらの申請を先に行い、
申請書類を揃えてから窓口へお越しください。

※申請前に必ずお読みください。治療内容によって助成内容が異なります。

	一般不妊治療(人工授精含む) 生殖補助医療(体外受精・顕微授精・男性不妊の手術) (不育症治療のうち右記の助成対象にならないものも含む)	不育症治療		条件に該当しない場合は、 左記の「一般不妊治療」と同様の助成対象となります。
対象者	裾野市内在住の戸籍上の夫婦(事実婚を含む)で不妊・不育治療を受けた方 ※転出予定のある方は転出前に申請してください。			
所得制限	なし	夫婦合算730万円未満		
対象年齢	・ <u>一般不妊治療(人工授精含む)</u> 申請する治療の妻の初診日が40歳未満 ・ <u>生殖補助医療</u> 申請する治療の妻の初診日が43歳未満	申請する治療の妻の初診日が 43歳未満		
申請期間	治療のあった日から1年未満	治療終了日の属する年度内(但し1月～3月に治療が終了した場合は治療終了から90日以内)		
助成期間	通算で5年間 (年度は連続する必要はありません) ※令和2年度より対象変更後も、今までの申請年数は加算されます。	連続する2年間		
	県助成、健康保険組合等による助成の対象になる方は、そちらの申請を先に行ってください。助成対象になる方は治療費からその金額を差し引いた額の1/2で、1回あたり上限10万円。1年度2回まで申請可能。 ※次の費用は対象になりませんのでご注意ください。 ・ <u>不妊症・不育症診断前の検査の費用</u> ・ <u>妊娠判定の費用</u> ・ <u>申請に関わる書類の手数料・証明料等・その他、食事代等治療に直接関係のない費用</u>	健康保険組合等による助成の対象になる方は治療費(証明書に記載された額)からその金額を差し引いた額の7/10(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)で、継続する2年間で24万千5百円を上限額に何回でも申請可能。 ※対象となる治療は次のとおりです。 ①抗リン脂質抗体検査(一次スクリーニング) ②夫婦染色体検査 ③抗リン脂質抗体検査(選択的検査) ④血栓性素因スクリーニング検査 ⑤絨毛染色体検査 ⑥低用アスピリン療法 ⑦ヘパリン療法 ※市助成制度の他に、静岡県で行っている「不育症検査費用助成制度」があります。詳細は静岡県ホームページにてご確認ください。		
	※1) 限度額適用認定証とは 保険適用の治療が高額になると思われる場合は、加入保険者へ申請をすることで「限度額適用認定証」等が受け取れます。「限度額適用認定証」と保険証を併せて医療機関窓口で提示されると、ひと月のお支払いが自己負担限度額までとなります。限度額は年齢や所得に応じて定められています。保険適用の治療費が高額になると思われる場合、事前にご加入の保険者に申請を行い、医療機関に提示して受診してください。			
	※2) 高額療養費制度とは 限度額適用認定証を提示せずに医療費を支払い、ひと月の上限額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度のことです。申請方法は保険者によって異なります。 支給までには受診した月から少なくとも3か月程度かかります。 「限度額適用認定証」の交付を受けずに保険適用の治療を行い、高額療養費制度の対象となった場合は、高額療養費として交付された金額がわかるものの添付が必要になります。			

裏面へ続く

申請時に必要な書類	<p><input type="checkbox"/> 「裾野市不妊・不育症治療費補助金交付申請書（様式第1号）」</p> <p><input type="checkbox"/> 「不妊・不育症治療証明書（様式第2号）」不育症治療を受けた方は金額の記載も必要。</p> <p><input type="checkbox"/> 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）、外国籍の方は在留カードのコピーと婚姻証明書を年度内1回目の申請時に添付してください。（証明日から3か月以内のもの） 但し、事実婚の場合は、夫、妻各々の戸籍謄本又は全部事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 治療に要した費用の領収書（病院名と領収印、治療の内容が明記されたもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 病院から発行される診療明細書</p> <p><input type="checkbox"/> 限度額適用認定証の写し等限度額のわかるもの（高額療養費を受けた方は、支給金額のわかるもの）</p> <p><input type="checkbox"/> その他当該治療への給付金などの証明書（宛名・金額を証明するもの）</p> <p><u>その他の給付金の対象となる方で助成を受けなかった場合、該当金額を控除します。</u></p> <hr/> <p>（該当になる方の場合）</p> <p>不育症治療を受けた方で、申請をする年度の1月1日以降に転入された方</p> <p><input type="checkbox"/> 前住所地のご夫婦の所得証明書</p> <p>届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合</p> <p><input type="checkbox"/> 「事実婚関係に関する申立書（様式第3号）」</p> <p><input type="checkbox"/> 静岡県不妊治療費助成事業？による補助金の交付について（決定及び確定）通知 ※保険適用の生殖補助医療と併用して実施される先進医療を行けた場合、静岡県の助成制度の該当になる場合があります。該当される方は県での手続きを先に行ってください。県の補助金決定通知が送付されるまでに2か月ほどかかります。早めの申請をお願いいたします。</p>
その他	お子さんの有無や数には制限ありません。
申請後の流れ	<p>①裾野市健康推進課へ申請書の提出 (不備等がある場合には、その場で受理することができませんので、余裕を持って来所してください。)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">通知が届くまでに2週間から1か月ほどかかります</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>②交付・不交付決定 交付が確定された方には「裾野市補助金交付確定通知」により金額を通知（郵送）します。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③補助金の請求（請求書は交付決定通知とともに同封されます） 下記2点をお持ちいただき、健康推進課へ提出してください。 (1) 「裾野市不妊・不育症治療費補助金請求書」 (2) 振込先の通帳またはキャッシュカード（口座番号・支店名がわかるもの）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">振込までに2週間から1か月ほどかかります</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>④補助金交付 請求書に記入された振込先に補助金が振り込まれます。</p>
問合せ	裾野市役所健康推進課 TEL 055-992-5711